

## ✚ 貨物概要

マニオカでん粉、カラメル色素、香料、水等を混合し、粒状に成形し、95度で水煮し、冷凍保存したもの

原料：マニオカでん粉、カラメル色素、香料、増粘安定剤、水

性状：茶色の真珠形

用途：飲料混合用原料

## ✚ 分類

関税率表第 1903.00 号（統計番号 1903.00-000）のタピオカ（真珠形にしたもの）

## ✚ 分類理由

本品は、原材料を混合し、真珠形に成形し、加熱したものであることから、タピオカ（真珠形にしたもの）として関税率表第 1903.00 号に分類されます。

## ✚ 分類のポイント

マニオカでん粉等の混合物を水煮や蒸気等により加熱したもので、フレーク状、粒状、真珠形、ふるいかす状その他これらに類する形状に成形したものは、第 19.03 項に分類されます。マニオカでん粉等の混合物を加熱することなく、単にフレーク状、粒状、真珠形、ふるいかす状その他これらに類する形状にした物品は、第 19.03 項には分類されません。



## 注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、

文書による事前教示をご利用下さい。)